



第3編 ごみ処理基本計画

「錦帯橋ロゴマーク」を用いています。

錦帯橋は、延宝元年（1673）の創建より 350 年を迎えます。

第1節 ごみ処理の現状と課題

1. ごみの分別・排出方法及び収集方法

(1) 現状

① ごみの分別

本市域から排出されるごみの分別区分は、焼却ごみ、びん類、かん類、陶磁器及びガラス類、プラスチック類、金属類及び破碎ごみ、資源品、処理困難ごみ、ペットボトル、食品トレーの10種としています。

さらに、資源品を「新聞紙類」、「雑がみ（雑誌）類」、「紙パック」、「段ボール」、「布（衣）類」、「アルミ缶」、「電源コード類及び充電電池内蔵小型家電」、「廃食用油」に、処理困難ごみは「電池類」、「蛍光管及び水銀式体温計」、「ボンベ・スプレー缶・ライター類」、「ビデオテープ・カセットテープ類」に細分し、合計10種20分類としています。また、指定ごみ袋に入らない大きさのごみとして、「粗大ごみ」があります。

■表3-1 ごみ分別区分

種類・分別区分		具体的品目
①焼却ごみ		台所ごみ、紙製の容器、植木ごみ、布団、トイレ関連品、汚れたプラ など
②びん類		飲料用のびん類、食料品類のびん、化粧品類のびん など
③かん類		飲料缶、食品の缶（2ℓ以下）、穴をあけたスプレー缶類 など
④陶磁器及びガラス類		陶磁器、ガラス類、鏡類、少量の土、小石、農薬等のびん など
⑤プラスチック類		容器包装プラスチック（  マークの入った袋や容器類）、発泡スチロール類
⑥金属類及び破碎ごみ		調理に使ったアルミホイルやアルミ容器、金属・ホウロウ製調理器具、塗料・鉱油の缶、2ℓを超える缶、金属製品、破碎ごみ（  マークのないプラスチック製品）、電池を使用しない小型家電製品、白熱球・LED など
⑦資源品	新聞紙類	新聞紙、折り込みチラシ
	雑がみ（雑誌）類	雑誌、文庫本、カタログ、ノート類、封筒、はがき、包装紙、用紙類、紙箱等の厚紙類、メモ紙・キャラメル等の箱等の雑がみ など
	紙パック	 マークが入った牛乳・飲料用の紙パック
	段ボール	断面形状が波形になっている段ボール
	布（衣）類	シーツ、タオル、毛布、スーツ、コート等厚手の布・革製品、衣類 など
	アルミ缶	アルミマークの付いた飲料用、食品用缶等
	電源コード類 及び充電電池内蔵小型家電	充電電池内蔵小型家電、電気製品等に付いているコード
	廃食用油	天ぷら油等の不用になった廃食用油
⑧処理困難ごみ	電池類	乾電池・ボタン電池・コイン電池・充電式電池（ニカド電池・リチウムイオン電池等）・小型家電用充電式電池（モバイルバッテリー等）
	蛍光管及び水銀式体温計	サークル管・直管・電球型の蛍光管・水銀式体温計・水銀が付いたもの
	ボンベ・スプレー缶・ライター類	中身が使い切れない又は穴があけられないボンベ及びスプレー缶類・ライター類
	ビデオテープ・カセットテープ類	ビデオテープ・カセットテープ類
⑨ペットボトル		 マークが入った飲料、酒類、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料のペットボトル など
⑩食品トレー		食品トレー
粗大ごみ		カーペット、タンス、布団、ストーブ、自転車 など 指定ごみ袋に入らない大きさのもの

② 排出方法及び収集方法

家庭系ごみは、本市の直営又は本市が委託した業者が収集する「収集ごみ」と市民自らが処理施設に直接持ち込む「直接搬入ごみ」等があります。さらに、小型家電製品は市役所本庁や総合支所、支所、出張所に設置した使用済小型家電回収ボックスで回収しています。

一方、事業系ごみは、本市の許可業者に委託する「許可業者搬入ごみ」と事業者自らが直接持ち込む「直接搬入ごみ」があります。

収集ごみは、ごみ処理手数料を含んだ指定ごみ袋及び粗大ごみ収集券により排出することが必要です。直接搬入ごみは、施設ごとにごみ処理手数料が定められています。

■表 3-2 ごみの排出形態等

排出形態等		排出容器	岩国地域	その他の地域
収集ごみ	焼却ごみ 陶磁器及びガラス類 プラスチック類 金属類及び破碎ごみ びん類、かん類	指定ごみ袋 ※使用済小型家電は本市 の施設に設置している 回収ボックスに排出す ることも可能	直営収集・委託収集	委託収集
	資源品	ビニール袋等		
	処理困難ごみ			
	粗大ごみ		委託収集	
	ペットボトル	(拠点回収)	直営収集	
	食品トレー		回収協力店による自主回収	
	直接搬入ごみ(一時多量ごみ等)			市民自らが直接搬入
許可業者搬入ごみ			市の許可業者に委託して搬入	
直接搬入ごみ			事業者自らが直接搬入	

注) 一部変則地域あり

■表 3-3 ごみ処理手数料(指定ごみ袋販売額など)

区分		サイズ(容量)	販売価格	袋の色
収集ごみ	赤の可燃性 指定ごみ袋	大袋(45ℓ)	300 円/10 枚(30 円/枚)	半透明
		中袋(30ℓ)	300 円/12 枚(25 円/枚)	
		小袋(20ℓ)	300 円/20 枚(15 円/枚)	
	緑の不燃性 指定ごみ袋	大袋(45ℓ)	300 円/10 枚(30 円/枚)	半透明
		中袋(30ℓ)	300 円/12 枚(25 円/枚)	
		小袋(20ℓ)	300 円/20 枚(15 円/枚)	
	粗大ごみ	自転車、ストーブなど 鏡台、シングルベッドなど オルガン、ダブルベッドなど 上記以外の布団類など	500 円(形状、重量による処理の困難性が標準のもの) 750 円(形状、重量による処理の困難性が比較的大きいもの) 1,000 円(形状、重量による処理の困難性が著しく大きいもの) 250 円	
直接搬入ごみ	焼却ごみ (サンライズクリーンセンター) (岩国市本郷ごみ処理場)	10kg ごとに 150 円		
	不燃ごみ (岩国市リサイクルプラザ) (岩国市本郷ごみ処理場)	10kg ごとに 150 円		

(2) 課題

ペットボトルは、岩国市内のペットボトル回収ボックス設置場所(店舗・施設)への持ち出しをお願いしており、随時見直しをしています。また、令和3年度より、高齢者等のごみ出し支援事業、国の認定事業者による小型家電及びパソコンを宅配便で回収する事業、コンタクトレンズ空ケース回収事業を開始しています。

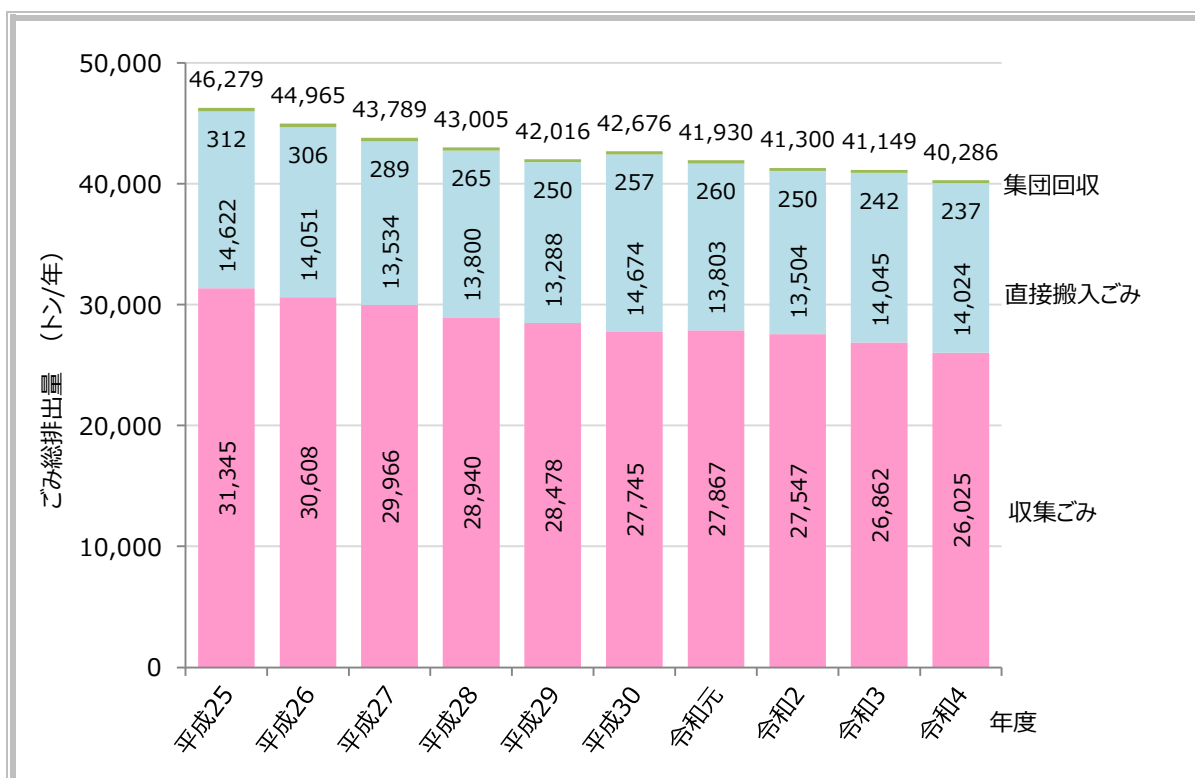
ごみの適正処理を推進するため、さらなる周知を図るとともに、市民サービスの維持・向上に努めていく必要があります。

2. ごみ排出量

(1) 現状

本市の年間ごみ総排出量（基地ごみを除く）は、令和4年度において収集ごみが26,025トン、直接搬入ごみが14,024トン、集団回収（任意団体等（現在は福祉団体のみ）による資源回収）が237トンの合計40,286トンです。

過去10年間のごみ排出量推移は、減少傾向にあり、10年間の年平均減少率は収集ごみが2.0%、直接搬入ごみが0.5%、集団回収が3.2%です。



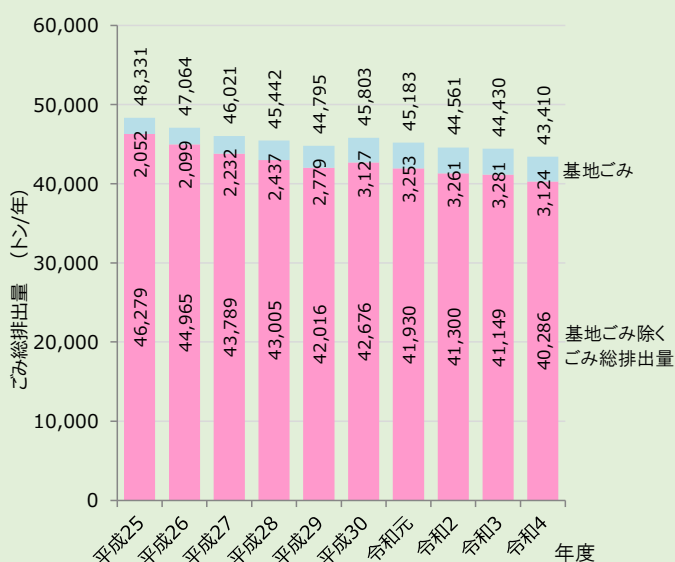
■ 図 3-1 ごみ総排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ（基地ごみを除く）＋集団回収量）の推移

◆ 基地ごみを含めたごみ総排出量の推移

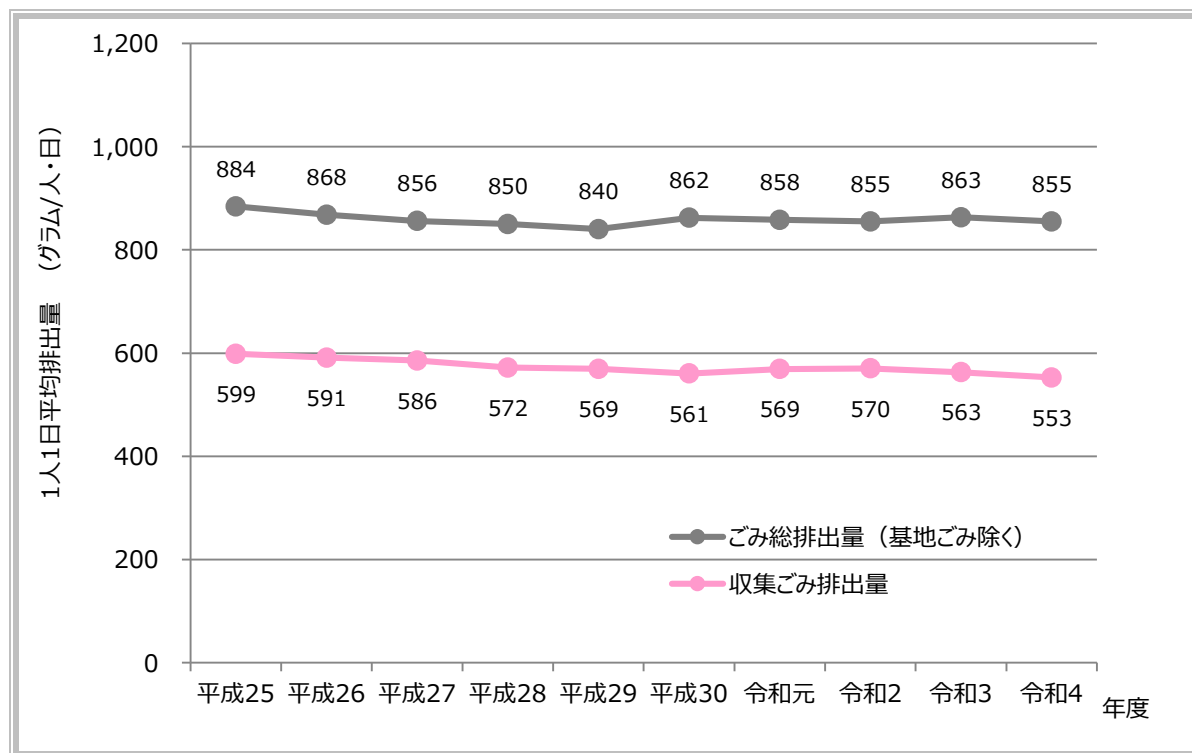
基地ごみを含めたごみ総排出量は、令和4年度において43,410トンです。

基地ごみは、平成25年度に年間2,000トン程度で、平成30年度まで増加傾向にありましたが、近年横ばい傾向となっており、令和4年度は3,124トンとなっています。

ごみ総排出量に占める基地ごみの割合は、平成25年度において4.2%でしたが、令和4年度は7.2%と3.0ポイント増加しました。



ここで、年間ごみ量を 1 人 1 日あたりで見ると、ごみ総排出量（基地ごみを除く）、収集ごみとも減少傾向となっており、令和 4 年度はごみ総排出量が 855 グラム、収集ごみが 553 グラムでした。



■図 3-2 1 人 1 日平均排出量（基地ごみを除く）

（2）課題

収集ごみの年間排出量は、平成 30 年度から令和元年度にかけて横ばいで推移し、それ以降減少傾向にあります。直接搬入ごみ（基地ごみを除く）の年間排出量は、近年増減があるものの概ね横ばい傾向となっています。直接搬入ごみのうち基地ごみの年間排出量は、平成 29 年 12 月から整備された住宅地（愛宕ヒルズ）のごみ受け入れ開始後の数年間、増加する傾向が見られたものの、近年横ばい傾向となっています。

◆ごみ排出量とは

- + + 収集ごみ量 = 家庭から排出され、本市の直営又は本市が委託した業者が収集するごみ
- + + 直接搬入ごみ量 = 事業所から排出され、収集運搬許可業者あるいは事業者自らが運搬するごみ
 一般家庭から一部直接持ち込みされるごみ及び基地ごみ
- + + ごみ排出量 = 収集ごみ量 + 直接搬入ごみ量
- + + 集団回収量 = 任意団体等（現在は福祉団体のみ）による資源回収量
- + + ごみ総排出量 = 収集ごみ量 + 直接搬入ごみ量 + 集団回収量
- + + 1 人 1 日平均排出量（g/人・日）
 = ごみ量（トン/年）÷ 行政区域内人口（人）÷ 365（日/年）× 10⁶（g/トン）

3. 収集ごみの性状

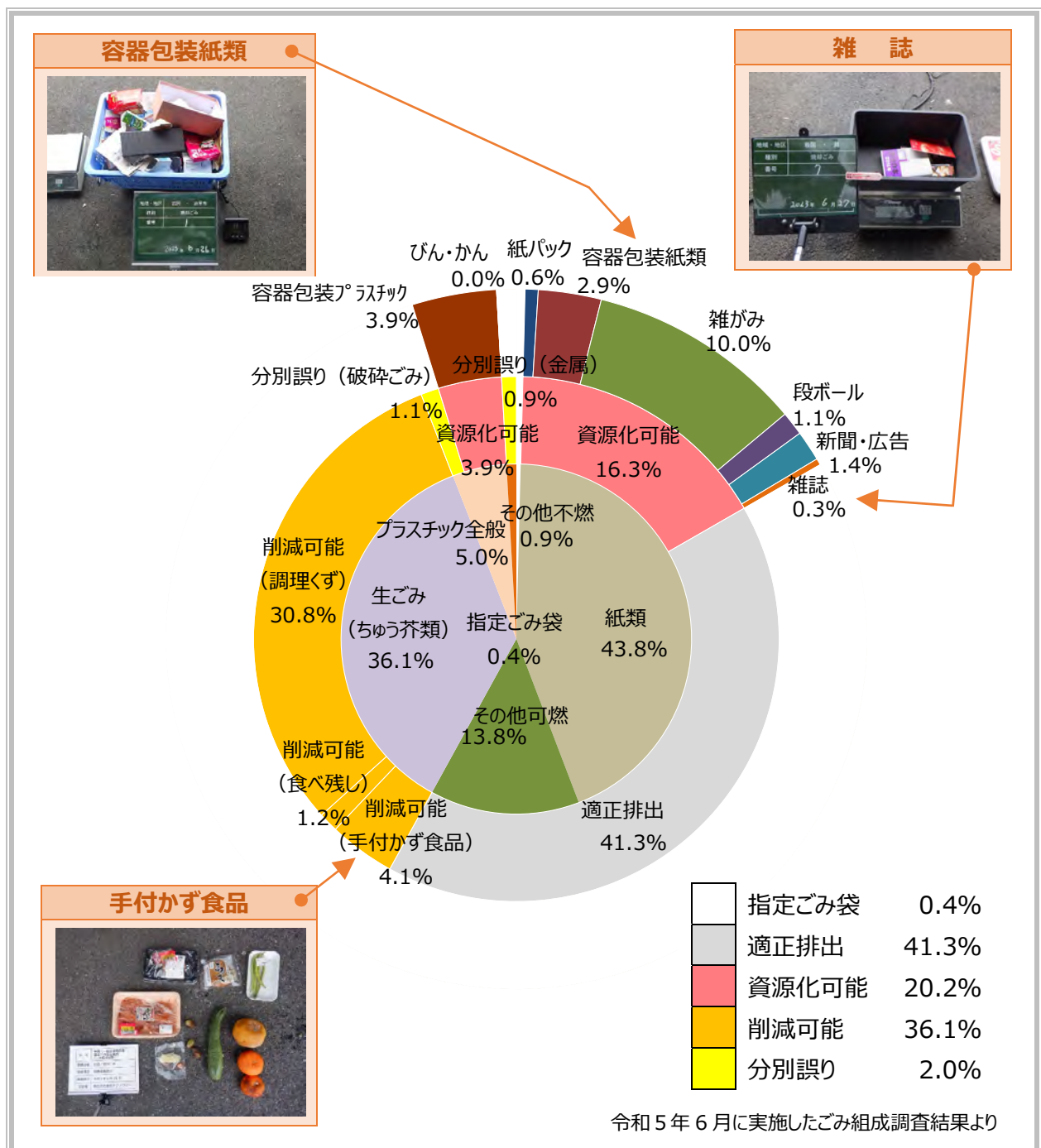
(1) 現状

① 焼却ごみ

焼却ごみの性状は、43.8%が紙類、36.1%が生ごみ（ちゅう芥類）であり、両者で焼却ごみのおよそ80%を占めています。

焼却ごみの中には、資源品に分別することで再資源化が可能な紙類やプラスチックが、合計で20.2%含まれています。このうち、比較的容易に分別できる段ボール、新聞・広告、雑誌の割合は合計で2.8%です。

一方、賞味期限切れなど手付かずや食べ残しで出された食品が、5.3%含まれています。



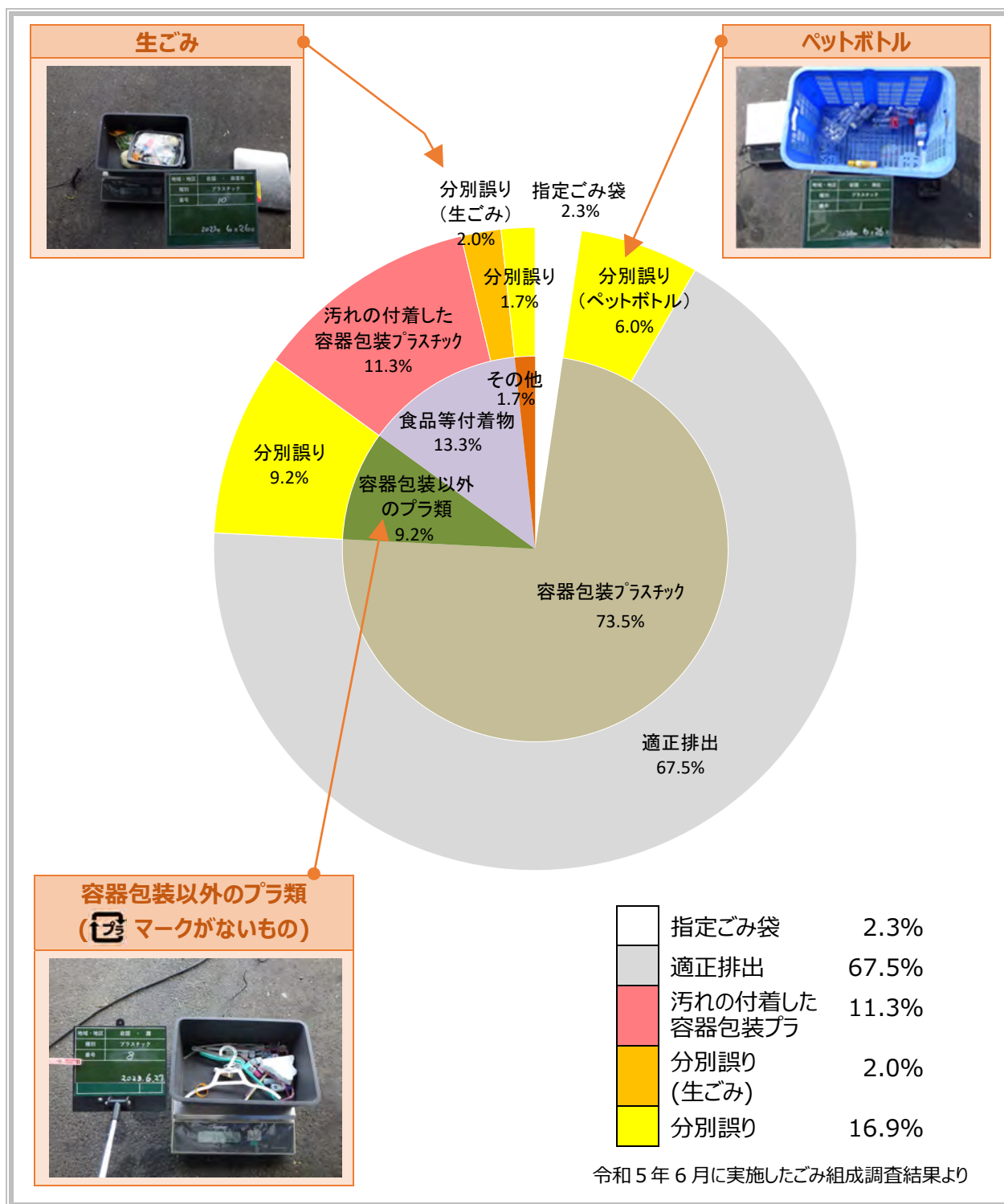
■ 図 3-3 焼却ごみ（収集）の性状（湿重量比率）

② プラスチック類（容器包装プラスチック）

プラスチック類として適正に排出されていると判断できたものが、全体の 67.5%を占め、それ以外は汚れが付着したまま出されたものや分別誤りの異物が排出されていました。

分別誤りのごみは、全体の 16.9%排出されており、その内訳は、容器包装以外のプラ類（本来、金属類及び破砕ごみに出すべきもの）が 9.2%、ペットボトルが 6.0%となっています。

また、汚れの付着した容器包装プラスチック（本来、洗っても汚れが落ちにくいものは焼却ごみに出すべきもの）は、全体の 11.3%排出されていました。

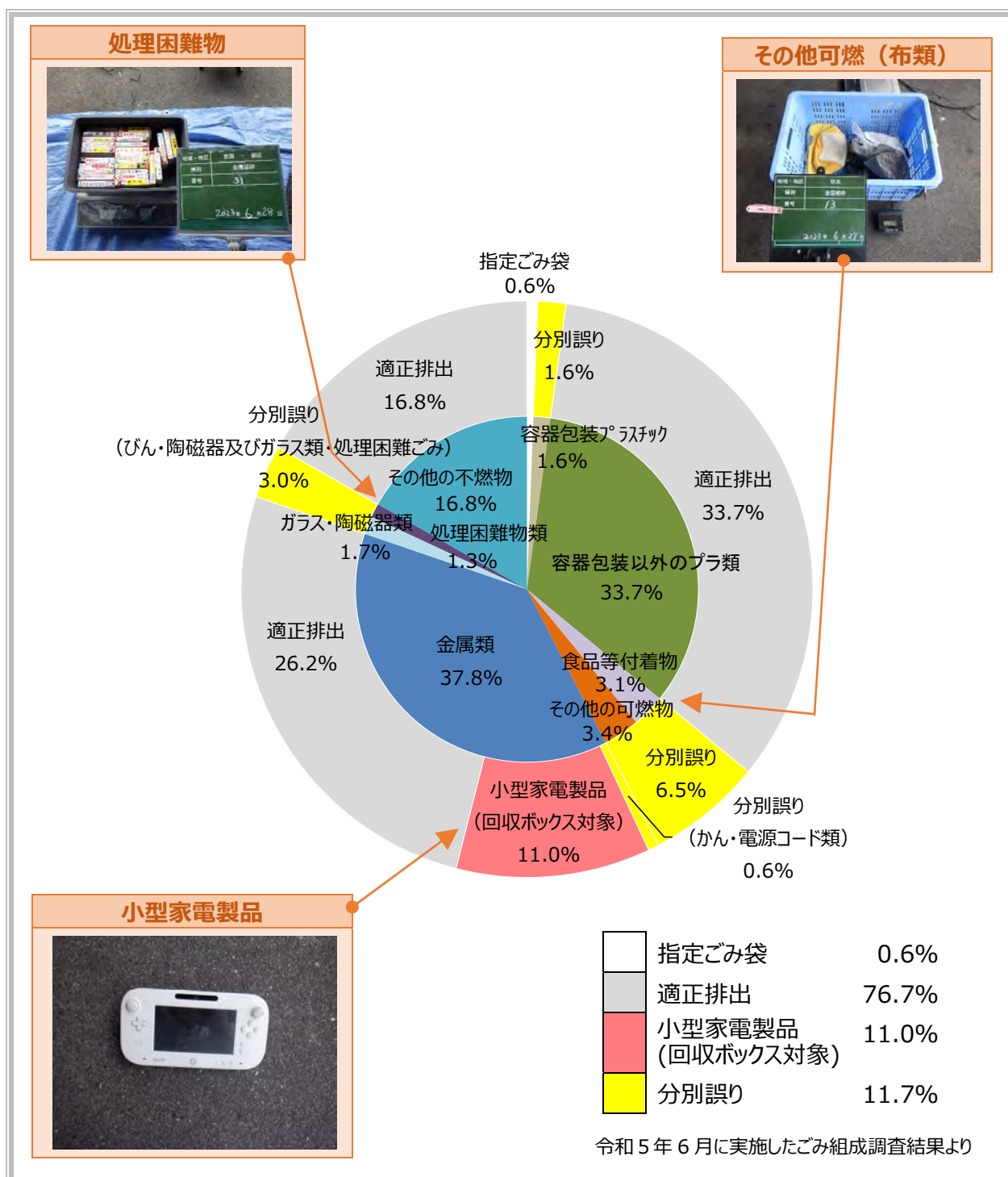


■ 図 3-4 プラスチック類（収集）の性状（湿重量比率）

③ 金属類及び破碎ごみ

今回調査を実施した金属類及び破碎ごみの性状は、容器包装以外のプラ類が 33.7%、金属類が 37.8%、その他の不燃物が 16.8% となっており、これらが金属類及び破碎ごみのおよそ 88% を占めています。

分別誤りのごみとしては、容器包装プラスチックが 1.6%、紙類・布類などのその他の可燃物が 3.4%含まれており、カセットテープやライターなどの処理困難物も 1.3%含まれています。また、小型家電回収ボックスに入る大きさ（20cm×40cm 以内）の小型家電製品が 11.0% 含まれています。



■ 図 3-5 金属類及び破碎ごみ（収集）の性状（湿重量比率）

(2) 課題

① 分別誤りや削減可能なごみについて

焼却ごみには、買いすぎ、作りすぎ、作り方などに気を付けることで削減可能な調理くず、手付かず食品や食べ残しが 36%程度、本来プラスチック類や資源品に出すべき資源化可能なごみが 20%程度排出されています。同様に、金属類及び破碎ごみにはおよそ 12%の分別誤りのごみが、プラスチック類にはおよそ 19%の分別誤りのごみが排出されています。

資源化とごみ減量及び適正処理の推進のため、これらの分別誤りや削減可能なごみを減らしていく必要があります。

② 汚れの付着したプラスチック類について

プラスチック類には分別誤りに加え、汚れの付着した容器包装プラ類も 11%程度排出されていました。これらはリサイクルプラザで手選別回収する必要があります。資源化の支障にもなります。手選別による回収除去作業に労力を要していることや洗浄により水質を汚濁していることも踏まえ、焼却ごみへの分別・持ち出しも可能とすることへの啓発の継続が必要です。

③ リチウムイオン電池の適正な持ち出しについて

不用になった小型家電製品で充電池が使用され、充電池が取りはずせるものははずしてから金属類及び破碎ごみとして分別・持ち出し、さらに充電池が取り外せない小型家電は、充電池内蔵小型家電として、令和3年4月より資源品としての分別・持ち出し又は使用済み小型家電回収ボックスへの分別・持ち出しをお願いしているところですが、今回のごみ組成調査で金属類及び破碎ごみ等への分別誤りが認められました。このような誤った出し方は、収集運搬時やリサイクルプラザ選別処理時の火災の原因となっていることから、適正な持ち出しに関する啓発の継続が必要です。

④ プラスチック資源循環法への対応について

金属類及び破碎ごみとして分別・持ち出しされ、現時点で適正排出となる破碎ごみは、およそ 34%含まれていました。この区分割合のうち、およそ半分が、製品プラスチック（マークがないもの）として資源化できる可能性があることが、今回のごみ組成調査により判明しています。令和4年4月からスタートしたプラスチック資源の促進等に関する法律への対応のため、製品プラスチック（マークがないもの）の資源化に向けた取り組みが必要です。

◆ 容器包装プラスチックについて

容器包装リサイクル法では、容器包装廃棄物のうち「PETボトル」「プラスチック製容器包装」「ガラスびん」「紙製容器包装」を再商品化の対象と定めています。本市では、同法「プラスチック製容器包装」について、容器包装プラスチック（マークが入った袋や容器類）として分別・持ち出しをお願いしています。

◆ 製品プラスチック（マークがないもの）について

プラスチック資源循環法で定める「プラスチック使用製品廃棄物（プラスチック製品全般で不要になったもの）」のうち、容器包装リサイクル法で定める「プラスチック類容器包装」を除いたものを指します。本市では、現在、金属類及び破碎ごみへの分別・持ち出しをお願いしています。

4. リサイクル・最終処分

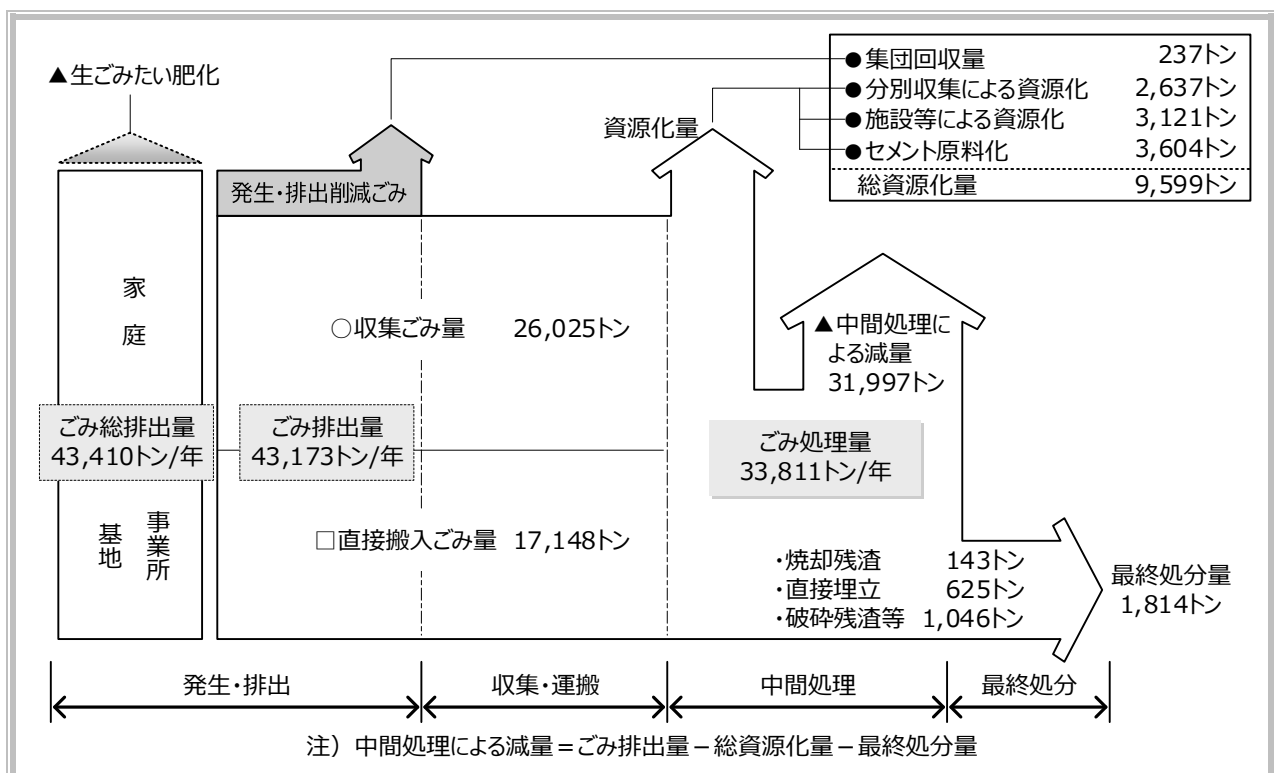
(1) 現状

令和4年度における本市のごみ総排出量（基地ごみを含む）は43,410トンです。

このうち、住民等による集団回収量も含めた資源化量は5,995トン、焼却灰のセメント原料化量は3,604トン、発電量を換算した資源化量を含めたりサイクル率は39.6%です。

資源化後のごみは、焼却処理等により31,997トンを減量し、残りの1,814トンを埋立処分しており、最終処分率は4.2%となっています。

ここで、本市のリサイクル率、最終処分率を令和3年度の山口県平均、全国平均と比較すると、全国平均、山口県平均より高い水準にあります。



■ 図 3-6 本市におけるごみ資源化・減量の流れ（令和4年度）

■ 表 3-4 リサイクル率・最終処分率（令和3年度）の比較

区分	リサイクル率	最終処分率
本 市	39.5% (39.6%)	4.2% (4.2%)
山口県平均	32.5%	5.2%
全 国 平 均	19.9%	8.7%

注) 1. リサイクル率 = (総資源化量 + 発電量換算資源化量) ÷ ごみ総排出量 (山口県及び全国はごみ処理量) × 100

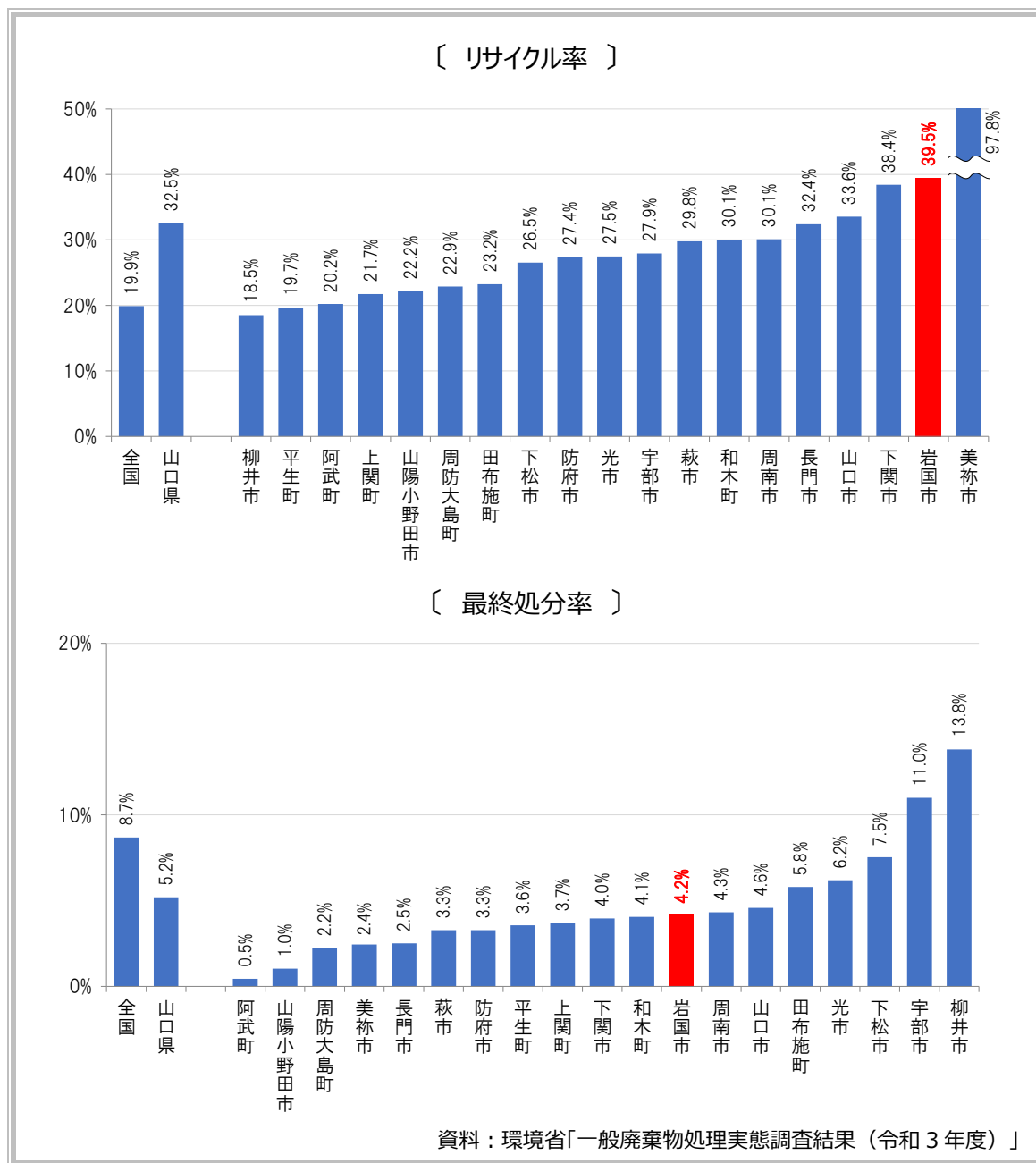
2. 最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ総排出量 (山口県及び全国はごみ処理量) × 100

3. 山口県及び全国のは、環境省ホームページによる。

4. 本市 () 内の数値は、令和4年度の値を示す。

◆ 山口県平均のリサイクル率が高い理由

山口県では、山口エコタウン事業として焼却灰のセメント原料化に取り組む自治体が 17 自治体あります。加えて、可燃ごみをごみ燃料（RDF）化している自治体があり、県平均値を 30% 超に引き上げています。



■ 図 3-7 山口県市町のリサイクル率と最終処分率（令和３年度）

◆ 県内市町のセメント原料化実施等の状況

- ✚ セメント原料化実施自治体（宇部市、美祢市を除く全市町）
下関市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
- ✚ 可燃ごみのごみ固形燃料（RDF）化自治体
美祢市

（２）課題

本市のリサイクル率、最終処分率は、全国平均、山口県平均より高い水準にあるものの、循環型社会の形成のために、市民、事業者によるごみ削減量や資源化量を増やしていくことが必要です。また、容量に限りのある最終処分場を長く使っていくため、埋立物の焼却処理等による最終処分量の削減が必要です。

5. ごみ処理処分システム

(1) 現状

本市域から排出されるごみは、焼却施設、資源化処理施設、最終処分場により、一連のごみの再資源化や減量、最終処分を行っています。

本市域及び和木町から排出された焼却ごみは、サンライズクリーンセンターで焼却処理を行っています。処理後の焼却灰は、セメント原料として再資源化しています。

また、本市域から排出された金属類及び破碎ごみやプラスチック類、びん類やかん類、ペットボトル等、さらに和木町から排出されたプラスチック類は、リサイクルプラザで破碎・選別処理あるいは一時保管し、再生利用と減容化等を行っています。処理した後の破碎残渣のうち、可燃性残渣はサンライズクリーンセンターで焼却処理、不燃性残渣は日の出町最終処分場に埋立処分しています。

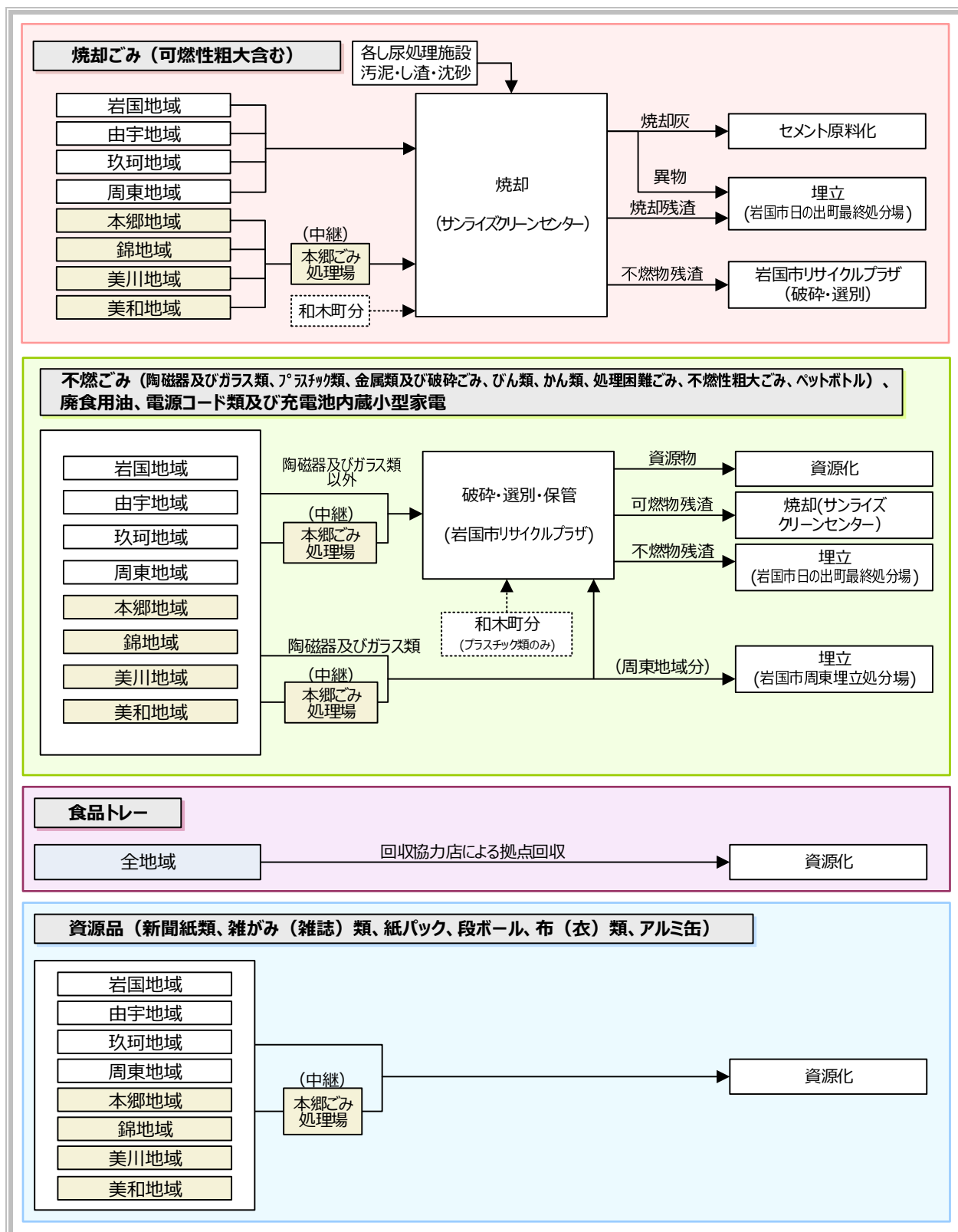
ごみ処理の効率化を促進するため、本郷地域、錦地域、美川地域、美和地域のごみは、本郷ごみ処理場を活用して中継運搬を行っています。

なお、古紙類などの資源品は、業者に直接搬入して資源化しています。

■表 3-5 施設概要

施設名		処理対象ごみ	対象地域	供用開始年月
焼却施設	サンライズクリーンセンター	焼却ごみ	全地域 (和木町分も受入れ)	平成 31(2019)年 4 月
資源化処理施設	岩国市 リサイクルプラザ	陶磁器及びガラス類	全地域 (和木町分のプラスチック類も受入れ)	平成 11(1999)年 4 月
		プラスチック類		
		金属類及び破碎ごみ		
		びん類		
		かん類		
		処理困難ごみ		
		粗大ごみ		
		ペットボトル		
中継施設	岩国市 本郷ごみ処理場	全分別品目	本郷地域、錦地域、 美川地域、美和地域	昭和 50(1975)年 4 月
最終処分場	岩国市 日の出町最終処分場	焼却残渣・破碎残渣 陶磁器及びガラス類	全地域	平成 14(2002)年 4 月
	岩国市 周東埋立処分場	陶磁器及びガラス類 (安定物のみ)	周東地域	昭和 59(1984)年 4 月

注) 1. 現在供用中の施設を掲載。



■図 3-8 本市のごみ処理の流れ（令和4年度）

（２）課題

サンライズグリーンセンターは、平成31年4月から本稼働しており、効果的に運用するためには、引き続き適切な維持管理が必要です。

リサイクルプラザは、供用開始から25年目を迎えており老朽化への対応に加え、プラスチック資源循環法への対応のため、建物全体の改修を視野に入れた検討が必要です。

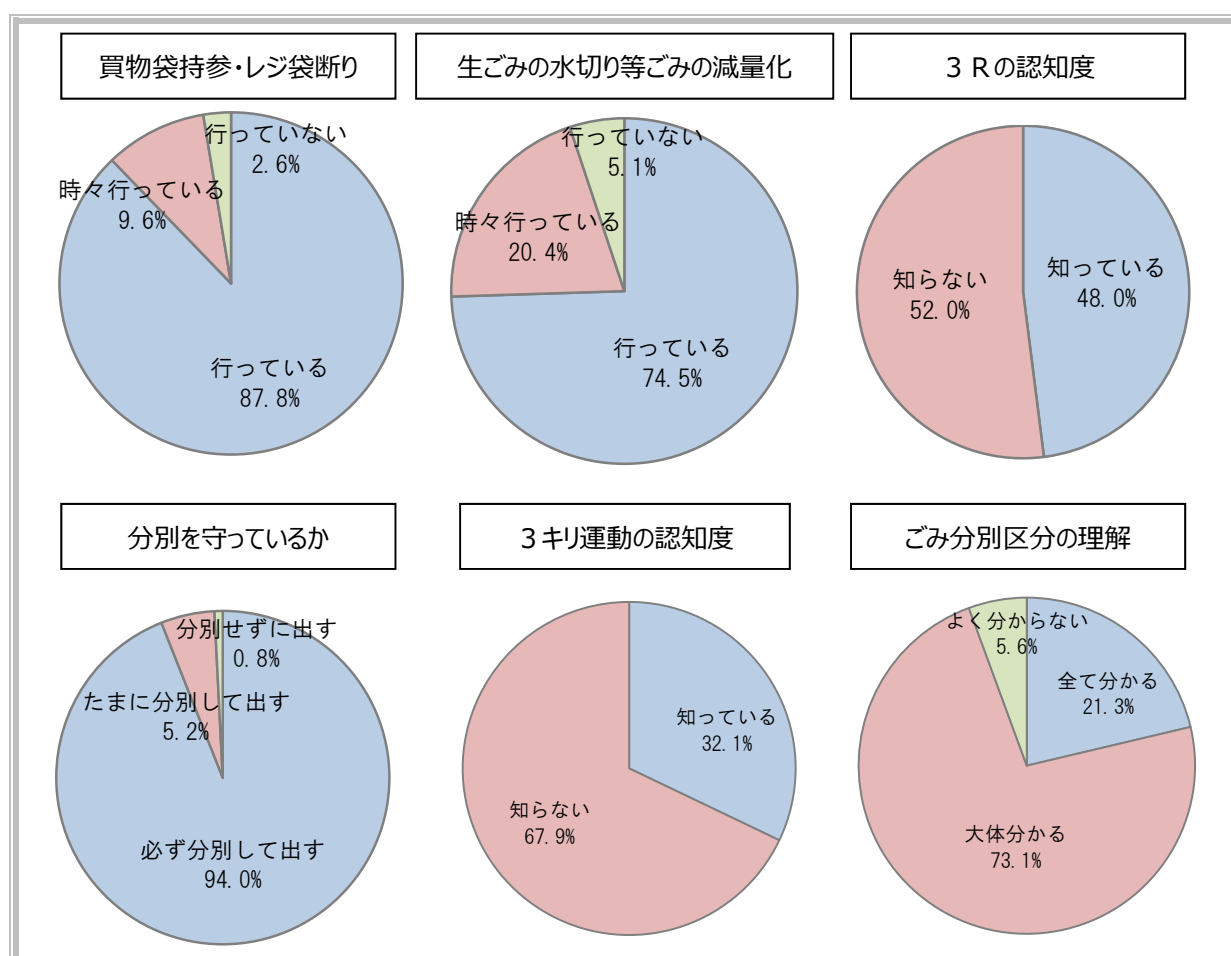
6. 市民意識等

(1) 現状

市民アンケート調査（令和5年8月実施、アンケート数1,500、回答数652）では、「3Rの認知度」や「循環型社会の認知度」は40～50%程度が「知っている」と回答しています。

ごみ排出削減に関する取り組みは、「買物袋の持参やレジ袋・過剰包装の断り」や「生ごみ水切り等のごみの減量化」など、70～90%の市民が行っている取り組みがある一方で、「リース・レンタルの活用」、「不要品の譲り合い」、「ばら売り、量り売り商品の選択」など、あまり行われていない取り組みもあります。

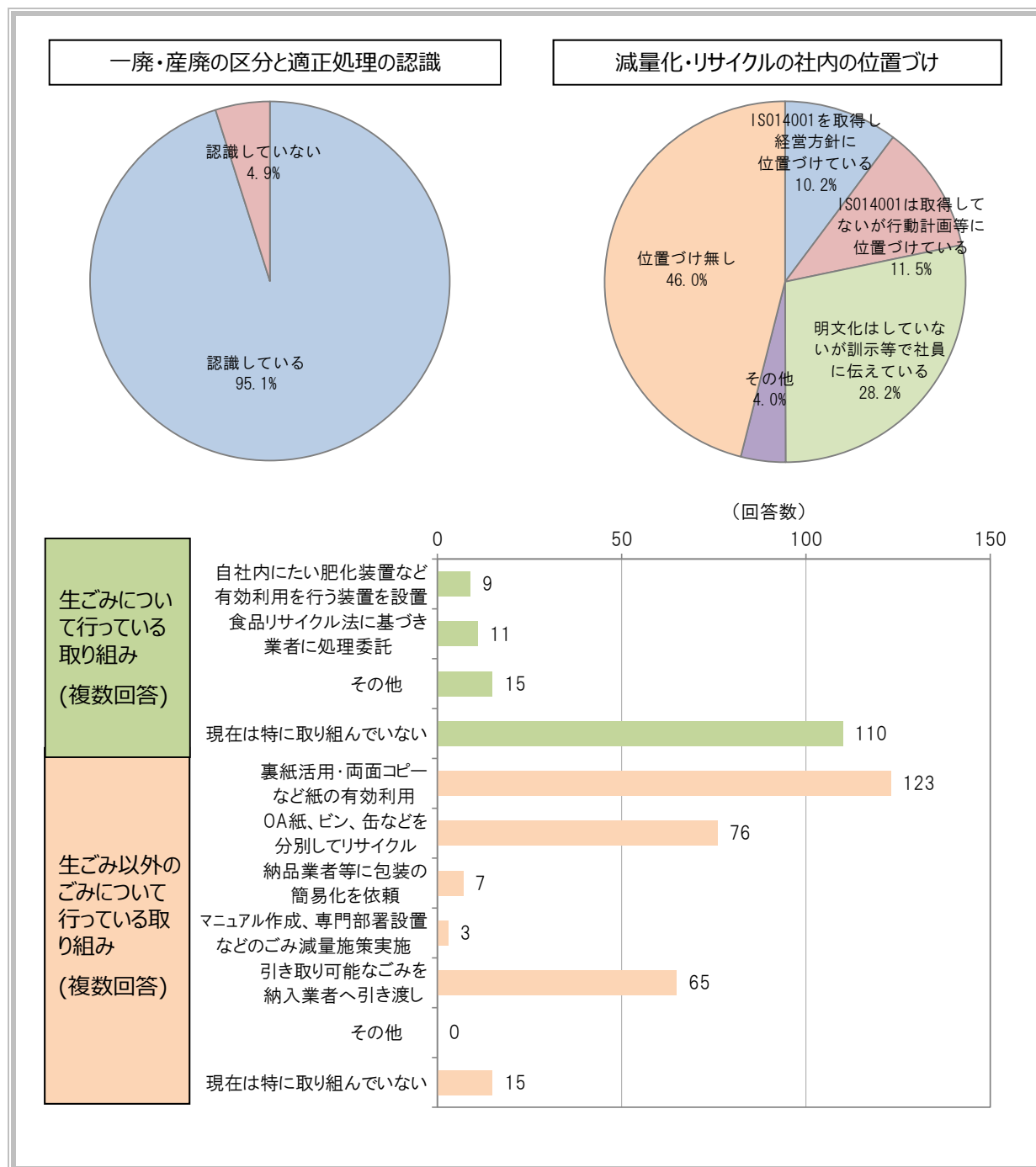
また、10種20分類のごみ分別は、「大体分かる」を含めて95%程度の市民が分別区分を理解しており、分別をせずにごみを出しているとの回答はごくわずかでした。



■図 3-9 市民アンケート調査結果（抜粋）（令和5年8月実施）

事業者の意識等は、事業者アンケート調査（令和5年8月実施、アンケート数500、回答数182）によると、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を認識していない事業所が5%程度ありました。また、減量やリサイクルを経営方針に位置づけていない事業所が45%程度ありました。

ごみ減量や有効利用の取り組みは、生ごみについて取り組んでいないとする事業所が 75% 程度（145 事業所の回答のうち）であったのに対し、古紙類等は、75%以上（160 事業所の回答のうち）の事業所が取り組んでいる状況にありました。



■図 3-10 事業者アンケート調査結果（抜粋）（令和 5 年 8 月実施）

（2）課題

市民に対しては、3Rや循環型社会についての認知度向上を図るとともに、より一層ごみ排出削減の取り組みの実践を推進していく必要があります。また、事業者に対しては、適正処理の意識向上や事業系ごみの排出削減、リサイクル推進のために啓発や支援等が必要です。

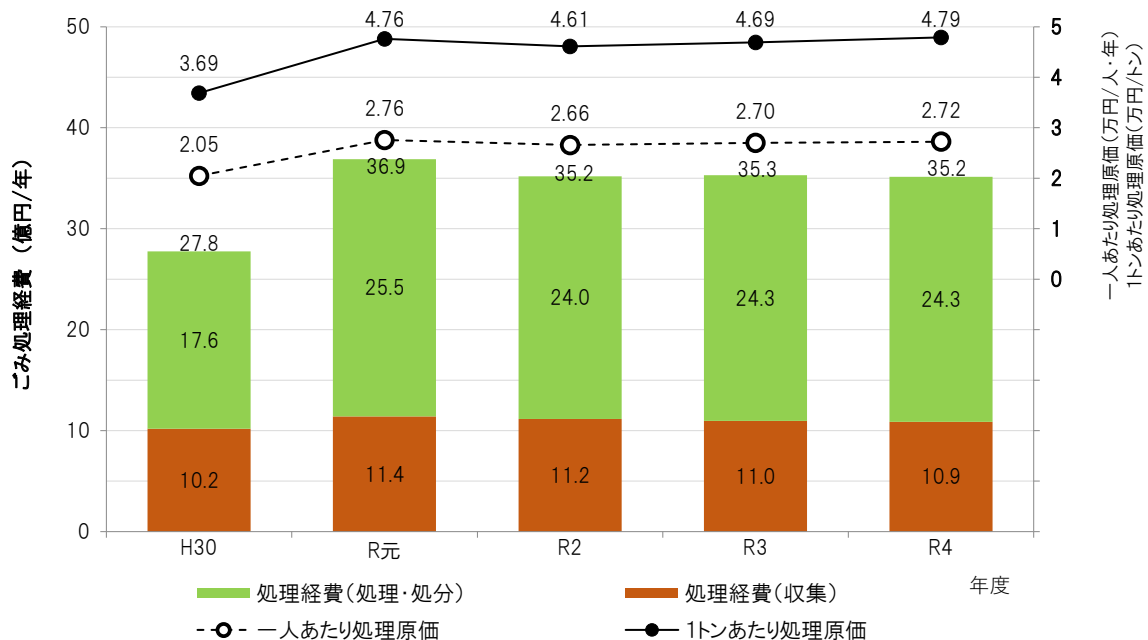
7. ごみ処理経費

(1) 現状

本市の年間ごみ処理経費は、令和4年度において約35億2千万円です。内訳は、収集経費が約10億9千万、処理・処分経費が約24億3千万円です。

市民1人あたりにすると約27,200円、ごみ1トンあたりにすると約47,900円となります。

年 度		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
収集経費	千円	1,019,882	1,141,760	1,115,532	1,096,694	1,088,070
処理経費	千円	1,756,044	2,547,646	2,402,734	2,433,455	2,427,168
ごみ処理経費(収集+処理)	千円	2,775,926	3,689,406	3,518,267	3,530,149	3,515,238
一人あたり処理原価	円	20,469	27,571	26,584	27,008	27,242
1トンあたり処理原価	円	36,857	47,588	46,117	46,879	47,899



注) 令和元年度よりサンライズクリーンセンター供用開始

資料：岩国市環境事業課「清掃事業概要」

■ 図 3-11 ごみ処理経費の推移

(2) 課題

ごみ処理経費には最低限必要なものがあるため、ごみ量を減らしたとしても必ずしもその割だけ処理経費は小さくなりませんが、処理を効率化することで削減することは可能です。

そのため、現在の処理システムを効率的なものとする必要があります。